

【新】富山県高等学校体育連盟 新型コロナウイルス感染症に係る基本方針

富山県高等学校体育連盟

(1) 主催大会の開催及び実施時の感染防止対策について

公益財団法人全国高等学校体育連盟「全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針」及び公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「中央競技団体作成ガイドライン」に準ずる。

(2) 主催大会への出場に感染（疑い）者等が関わる場合の対応について

感染（疑い）者等の発生による大会への出場辞退等の対応については、医療機関等の指示を遵守した上で、以下の対応基準表を参考に、学校長の責任において判断することを原則とする。

[対応基準表]

発生状況	対応基準
<p>㉖ <u>生徒等 (A) が体調不良の場合</u></p>	<p><u>生徒等 (A) は大会出場を見合わせ、医療機関を受診する。</u></p> <p>A が検査不要と診断 → A は体調回復後大会出場可</p> <p>A が検査 → A は感染疑い→㉗へ</p>
<p>㉗ <u>生徒等 (A) が感染疑いで検査した場合</u></p>	<p><u>生徒等 (A) は検査結果が判明するまでは大会出場を見合わせる。</u></p> <p>A が陰性 → A は体調回復後大会出場可</p> <p>A が陽性 → A が感染→㉘へ</p>
<p>㉘ <u>生徒等 (A) が濃厚接触者になった場合</u></p>	<p>A は無症状（検査なし） → A は感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から5日間は大会出場を見合わせる。</p> <p>A は検査で陰性 → A は感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から5日間は大会出場を見合わせる。</p> <p>A は検査で陽性 → A が感染→㉘へ</p>
<p>㉙ <u>生徒等 (A) が感染した場合</u></p>	<p><u>生徒等 (A) は発症日の翌日から10日間（無症状の場合は検体採取日の翌日から7日間）は大会出場を見合わせる。</u></p> <p>A が感染可能期間※に部活動に参加した場合は、学校として部内での濃厚接触者を把握する。 → 濃厚接触者→㉘へ</p> <p>※感染可能期間：発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前以降</p>
<p>㉚ <u>生徒等 (A) の同居家族(B)が体調不良、濃厚接触者、感染者の場合</u></p>	<p>B が体調不良で検査 → A は B の検査結果が判明するまでは大会出場を見合わせる。 → B が陽性 → A は濃厚接触者→㉘へ</p> <p>B が濃厚接触者 → B が体調不良 → A は B の検査結果が判明するまでは大会出場を見合わせる。 → B が陰性 → 同居家族全員に異常がなければ A は大会出場可</p> <p>B が濃厚接触者 → B が無症状 → 同居家族全員に異常がなければ A は大会出場可</p> <p>B が感染 → A は濃厚接触者→㉘へ</p>

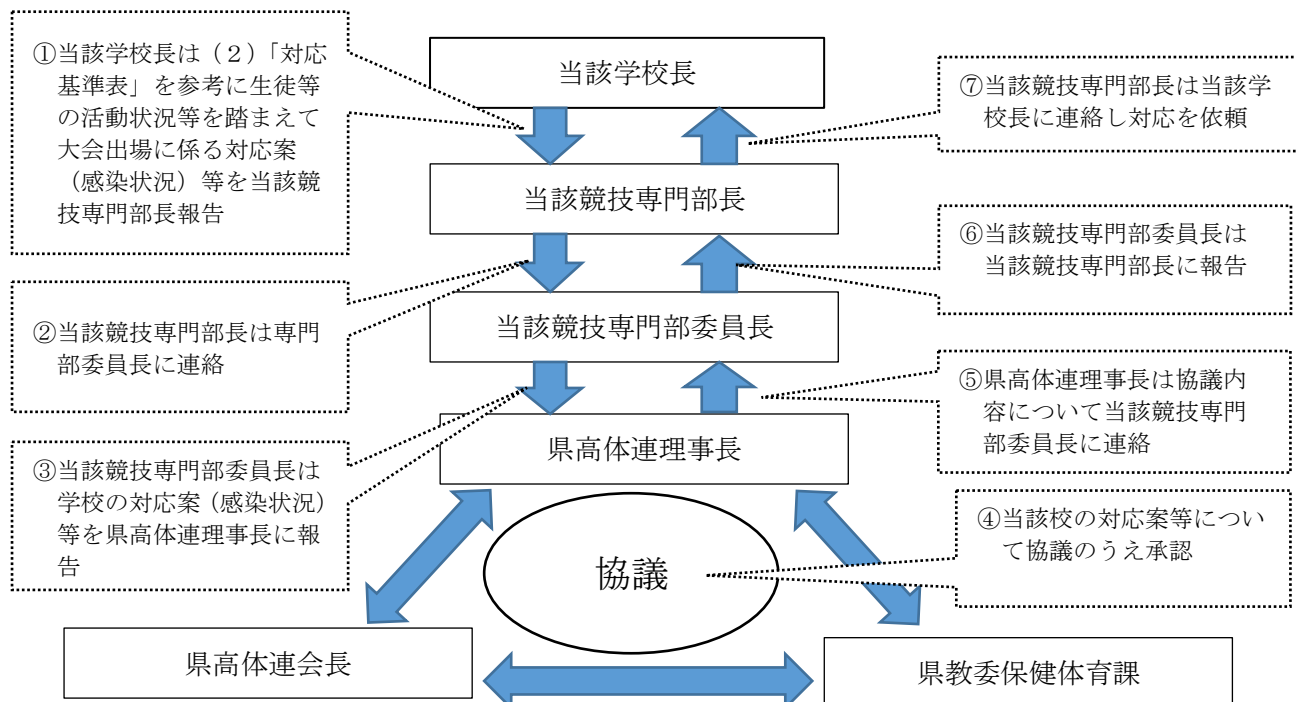
カ
学級単位、学年単位、学校単位
で臨時休業した場合

当該学級、学年、学校の所属する生徒は臨時休業期間中は出場を見合わせる。

※「生徒等（A）」＝大会出場予定（出場中）の部活動に所属する生徒、教職員、部活動指導員等

（３）報告手順について

感染（疑い）者等が発生した場合には、まず速やかに県教育委員会（保健体育課）に聴取票にて報告する。「本連盟主催大会への出場に感染（疑い）者等が関わる場合」、「大会出場後５日以内に、出場した生徒等（教職員、部活動指導員等を含む）本人が感染した場合」には、以下の手順で報告する。



（４）その他

- ① 感染（疑い）者等の発生により大会に出場できない生徒（選手）の補充については、大会前の参加申込締め切り後や大会期間中であっても、当該校（チーム）に不利益が生じないように競技専門部において柔軟に対応する。ただし、その場合には監督会議等で事前に対応について協議して専門部内で共通理解を図る。
- ② 感染（疑い）者等の発生により、大会に出場できない生徒（選手）、学校（チーム）への救済措置等は、各競技専門部で可能な範囲内で対応する。ただし、その場合には監督会議等で事前に対応について協議して専門部内で共通理解を図る。
- ③ その他、不測の事態が生じた場合には、当該学校長、競技専門部、高体連等で対応を検討する。

令和２年１２月 ２日 制定
令和３年 ５月 ２０日 一部改定
令和３年 １０月 ２２日 一部改定
令和４年 ５月 １２日 一部改定
令和４年 ８月 ９日 一部改定

富高体連発第69号
令和4年9月1日

富山県高等学校体育連盟
加盟学校長 様
各専門部長 様
各専門部委員長 様

富山県高等学校体育連盟
会長 中村謙作
(公印省略)

「富山県高等学校体育連盟新型コロナウイルス感染症に係る基本方針」
における濃厚接触者の待機期間の見直しについて（通知）

時下 益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から富山県高等学校体育連盟の活動に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年7月29日付け保健体育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応マニュアル《県立学校版》の改訂（Ver. 6）について」等を参考に、「富山県高等学校体育連盟新型コロナウイルス感染症に係る基本方針」を令和4年8月9日付けで改定したところですが、令和4年8月30日付けで別添写しのとおり対応マニュアルにおける濃厚接触者の待機期間が見直されることとなりました。

つきましては、「富山県高等学校体育連盟新型コロナウイルス感染症に係る基本方針」における濃厚接触者の待機期間についても、今後は別添写しに準じて対応することといたしますので関係各位にご周知いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

富山県高等学校体育連盟

理事長 山本 一登

TEL&FAX 076-442-0721

(写)

保体第226号
県第422号
令和4年8月30日

県立学校長 殿

教 育 長

濃厚接触者の待機期間の見直しに係る児童生徒等への対応について

学校における濃厚接触者への対応については、令和4年7月29日付けで送付した「新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応マニュアル《県立学校版》(Ver.6)」において、待機期間を短縮する運用は適用しないといった慎重な対応をお願いしているところですが、新学期を迎えるにあたって、昨今の新型コロナに関する取扱いの流れや、学校教育活動への影響等を鑑み、今後は下記のとおり取り扱いますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

【今後の取扱い】 下線は変更箇所

児童生徒等が濃厚接触者となった場合の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）の翌日から5日間（6日目解除）とする。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校等を可能とする。（令和4年8月1日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」参照）

【検査によって待機期間を短縮する場合の留意点】

- ・抗原定性検査キットを用いた検査は、保護者及び本人の意思で行うものであり、学校において要請するものではないこと
- ・検査は、自費検査とすること（県による無料検査は、濃厚接触者は対象外のため、待機期間を短縮するためには利用できません。）
- ・薬事承認された検査キットを使用すること（国の承認を受けた抗原定性検査キットには、「体外診断用医薬品」の表示があります。）
- ・待機期間解除の判断を保健所に確認する必要はないこと
- ・解除後も7日間が経過するまでは、一定の発症リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと

(事務担当)

保健体育課 076-444-3445
県立学校課 076-444-3450

富高体連発第78号
令和4年9月14日

富山県高等学校体育連盟
加盟学校長 様
各専門部長 様
各専門部委員長 様

富山県高等学校体育連盟
会長 中村謙作
(公印省略)

「富山県高等学校体育連盟新型コロナウイルス感染症に係る基本方針」
における生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に大会出場を
見合わせる期間等の見直しについて（通知）

時下 益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から富山県高等学校体育連盟の活動に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県保健体育課から令和4年9月9日付けで、別添写しのとおり「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し」について連絡がありました。

つきましては、「富山県高等学校体育連盟新型コロナウイルス感染症に係る基本方針」における「生徒等が感染した場合に大会出場を見合わせる期間等」についても、今後は別添写しに準じて対応することといたしますので関係各位にご周知いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

富山県高等学校体育連盟

理事長 山本 一登

TEL&FAX 076-442-0721

[写]

事務連絡
令和4年9月9日

市町村教育委員会教育長
県立学校長 殿
教育事務所長

富山県教育委員会保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を
内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の
変更について

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり
周知依頼がありましたのでお知らせします。

療養期間については、

- ・有症状者は、発症日の翌日から10日間かつ症状軽快後72時間としていたところ、
7日間かつ症状軽快後24時間に変更
- ・無症状者は、検体採取日の翌日から7日間で従来から変更はないが、5日目の検査により陰性が確認された場合は、5日間に変更

なお、療養解除後も有症状者は10日間が経過するまで、無症状者は7日間が経過するまでは、健康状態の確認や感染予防行動の徹底が求められますので留意願います。

【事務担当】

食育安全班 長澤

TEL：076-444-3445

FAX：076-444-4436

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年9月9日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について

先日9月8日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「With コロナに向けた政策の考え方」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

今般の基本的対処方針の変更においては、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等についても見直しが行われていますので、別添の「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（令和4年9月7日付け厚生労働省事務連絡）と併せて御参照の上、特に、学校においては、

- ・ 療養解除後も、有症状患者については発症日から10日間が経過するまで、無症状患者については検体採取日から7日間が経過するまでは、感染予防行動の徹底が求められること
 - ・ 療養期間中も一定の場合に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされたものの、療養期間中の出勤、登校は必要最小限の外出としては認められないこと
- 等の点に御留意いただくようお願いします。

また、今般の基本的対処方針の変更に関連し、

- ・ 新型コロナウイルスへの感染が確認された教職員や児童生徒等が、療養解除後に、学校に出勤、登校するに当たって、学校に陰性証明を提出する必要はないこと

- ・ ただし、無症状患者が、検査で陰性を確認し、検体採取日から5日間経過後（6日目）に療養を解除する場合に、学校やその設置者等の判断により、その検査結果を撮影した画像等で確認することは差し支えないこと
- については、過日の事務連絡でお知らせしたとおりですので、改めて御承知置きください。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年9月8日変更）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_040908.pdf

以上について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 7 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発 0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和3年2月25日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能（ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第98回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、With コロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和4年9月7日）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者（※1）

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

3 1 及び 2 に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知に基づき対応すること。